

生活保護事務に係る不適切な事務処理事案に伴う過払い額の返還
及び関係職員の懲戒処分について

令和6年7月9日の環境福祉委員会で報告しました山科区役所保健福祉センター生活福祉課における保護費の不適切な事務処理に伴う過払い額の返還につきましては、この間、過払いがあった生活保護世帯（以下「対象世帯」という。）と協議を行ってきた結果、就労に係る必要経費等（以下「就労経費等」という。）及び医療に要した費用の一部を除いた額について、返還いただくことで合意しましたので、御報告します。

これに伴い、関連議案（損害賠償の額の決定について）を令和6年11月市会に提案する予定としています。

また、当該事案に係る職員及び事案発生時の直属の上司に対して、11月14日付けで懲戒処分等を行いましたのであわせて御報告します。

1 過払い額の返還について

保護費の返還について、対象世帯から控除すべき就労経費等に係る書類の詳細を確認し計算をした結果、令和3年4月から令和6年4月までの間に過払いのあった保護費である8,365,263円のうち、就労経費等の額を除いた額4,048,305円を生活保護法第63条に基づく返還請求額とした。

この返還請求額には、医療に要した費用（医療扶助）が含まれており、適切に対象世帯に対する保護の停止又は廃止の処分が行われ、その時点で医療保険への加入等が行われていれば、保険給付等を受けることができ、当該保険給付等相当額については、対象世帯は負担（返還）する必要がなかったものである。

このため、保険給付等相当額から保険料相当額を控除した587,503円を対象世帯の損害として示談するため、国家賠償法第1条第1項に基づき賠償を行うこととしたい。

費用の返還にあたっては、返還請求額と賠償額を相殺し、残りの3,460,802円について求めることとし、対象世帯の資力を考慮しながら、返還計画を立てることで合意しており、対象世帯の生活状況等に配慮しながら引き続き丁寧に対応していく。

	過払いのあった生活保護費 (8,365千円)			
	就労経費等 (4,317千円)	生活扶助等の 過払い分 (3,421千円)	医療扶助の過払い分 ※ 医療保険による保険給付等相当額	
			保険料相当額 (42千円)	保険料相当額以外 (588千円)
返還請求額 (生活保護法第63条) 合計:4,048千円	×	○	○	○
賠償額 (国家賠償法第1条第1項) 合計:588千円	×	×	×	○

* 千円単位で四捨五入しており、合計が一致しない場合がある。 ○該当、×非該当

2 関係職員の懲戒処分について

被処分者	1 所 属 伏見区役所深草支所地域力推進室（事案発生時：山科区役所保健福祉センター健康福祉部生活福祉課） 2 年齢・性別 38歳・女性 3 職位・職種 係員・事務
処分日	令和6年11月14日
処分内容	減給10分の1 1月
事案概要	<p>被処分者は、令和3年4月から令和6年4月までの約3年にわたって、自身が担当していた被保護世帯から収入の申告があったにも関わらず、適切な事務処理を怠った。</p> <p>その結果、生活保護費の過払い（約837万円）が生じ、うち、就労経費等の額を除く約405万円の返還請求を行うこととなった。</p> <p>また、本来であれば、令和4年4月に別の担当者へ当該世帯の担当を引き継ぐべきであったにも関わらず、自身で当該世帯の保護台帳を保持し続け、生活保護費に過払いが生じていること等について、上司への報告を長期間にわたり行わなかった。</p>
備考	<p>上記事案に対する管理監督責任として、事案発生時の直属の上司に対し、以下のけん責処分を行った。</p> <p>係長2名：市長名による厳重文書訓戒 課長2名：市長名による文書厳重注意</p>